

承認第8号

専決処分の承認について（関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の
とおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求
める。

令和5年10月2日提出

関市長 山下清司

専決第 17 号

関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 4 日

関市長 尾 関 健 治

関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

関市特別職職員の給与等に関する条例（昭和 43 年関市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 9 令和 5 年 8 月に支給する市長の給料月額については、第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号の額から同号の額に同月 5 日から同月 31 日までの日数を乗じて得た額を同月 1 日から同月 31 日までの日数で除して得た額に 10 分の 1 を乗じて得た額を減じた額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。